

大川市公衆無線 LAN サービス利用規約

(規約の目的及び同意)

第1条 本規約は、市民及び施設利用者の利便性の向上を図るために大川市（以下「市」という。）が整備した無線によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

2 本規約は、本サービスの利用者（以下「利用者」という。）に適用するものとし、利用者は本規約に同意したものとみなす。

(サービスの内容)

第2条 本サービスの対象施設（以下「対象施設」という。）は、別表のとおりとし、利用場所、利用時間等の運用方法は、市が対象施設の管理者と協議して定めるものとする。

2 本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、インターネット上の有料サービスは、利用者の負担とする。

3 本サービスを利用するための市への申請等は、不要とする。

4 本サービスにおいて提供するサービスは、ギガらくWi-Fiとする。

5 本サービスを適切に運営するため、市がアクセスログを取得する場合がある。

(利用者の責務)

第3条 本サービスを利用するための通信機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等をいう。以下同じ。）は、利用者が準備するものとする。

2 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

3 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

4 対象施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、通信機器及び付属機器に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

5 対象施設を利用する他の者の迷惑とならないよう、通信機器は消音の上、使用するものとする。

6 その他の利用方法については、対象施設の職員の指示に従うものとする。

7 本サービスは、利用者以外の第三者も利用可能であることから、第三者が通信内容を盗み見る可能性があるため、ID、パスワード、クレジットカード番号等の個人情報の通信は、利用者の判断と責任のもとで行うものとする。

(禁止行為)

第4条 次に掲げる事項を禁止する。

(1) 第三者若しくは市の著作権、プライバシー権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 第三者若しくは市の財産を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げる行為のほか、第三者若しくは市に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為

(4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

(5) 法令に違反若しくは違反するおそれのある行為又は迷惑行為
(サービスの変更及び中止)

第5条 本サービスは、利用者に予告なく変更又は中止することがある。

2 利用者が本規約に違反した場合は、当該利用者への本サービスの提供を中止するものとする。

(免責)

第6条 次に掲げる事項について、市は一切責任を負わない。

(1) 通信機器の種類、ソフトウェア、ブラウザ等による本サービスの利用不能

(2) 本サービスに関連した通信機器等の故障及び不具合

(3) 本サービスの遅滞、変更、中止又は廃止

(4) 本サービスを通じて得た情報の内容

(5) 本サービスの利用によって、コンピューターウイルスやスパイウェア等に感染した場合の被害

(6) 本サービスの利用によって生じたデータの破損又は漏えい並びに第三者による不正なアクセス、侵入及び権利侵害

(7) その他本サービスの利用によって、利用者及び第三者が被った損害

(本規約の変更)

第7条 市は、利用者の承諾を得ることなく、本サービス及び本規約の内容を変更できるものとする。

(管轄裁判所)

第8条 本規約に関する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付 則

この規約は、令和3年4月20日から施行する。

付 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第2条第1項関係)

対象施設
大川市役所本庁舎
大川市文化センター
大川テラツツァ
大川市子育て支援総合施設 (モッカランド)
大川市立図書館